

令和8年度死亡野鳥対応業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

令和8年度死亡野鳥対応業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

死亡野鳥対応業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 契約上限額

7,757,646円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、本企画提案競技は、その契約に係る予算が議決となり、予算の執行が可能となった時に効力が生じる。

また、委託料は精算払により支払うものとし、仕様書5(2)現地確認及び(3)検査優先種対応については、実件数が見込み件数を下回る場合、以下の計算式に基づき減額精算を行う。

減額精算額 = 提案単価(変動経費) × (見込み件数 - 実件数)

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 参加資格要件

- (1) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (2) 宮崎県庁等で行う業務遂行のための打ち合わせ等に参加できる者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がない者。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

(1) 公告	令和8年 3月 3日 (火)
(2) 質問等の締切	令和8年 3月16日 (月) 午後5時
(3) 企画提案競技参加申込書の提出締切	令和8年 3月17日 (火) 午後5時
(4) 企画提案書の提出締切	令和8年 3月24日 (火) 午後5時
(5) 審査結果の通知	令和8年 3月30日 (月) までに

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙1）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和8年 3月17日 (火) 午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画書（3部）

- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・書式はA4判（一部A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入する。

イ 見積書（原本1部、写し1部）

- ・別紙2により、業務委託仕様書に定める各項目にかかる金額を記載した見積書を提出するとともに、詳細な積算根拠のわかる内訳書（任意様式）を添付すること。
- ・内訳は、税抜き表示を基本とする。
- ・仕様書7(1)による精算に用いるため、現地確認及び検査優先種対応については、必ず「固定経費」と「変動経費（精算単価）」に分けて積算すること。

ウ 誓約書（1部）

- ・別紙3により提出すること

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和8年 3月24日 (火) 午後5時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙4）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和8年 3月16日（月）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、宮崎県庁ホームページに質問ごとに随時掲載する（質問者名は公表しない。）

⑤ その他

ア 技術提案実施後、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ 提案書の審査に関する質問には回答できない。

(4) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 内容構成力

- ・事業の趣旨や目的等を十分に理解した内容となっているか。
- ・業務対象地域や業務件数見込みなど、業務委託仕様書を踏まえた内容となっているか。
- ・手順、工程、実施体制が適切に連携しており、実効性のある内容となっているか。

② 運営体制

- ・県内全域での業務を想定して、必要な人員が確保されているか。
- ・鳥類の同定に関する知識と技術を有しているか。
- ・鳥インフルエンザ等の動物由来感染症の感染予防に関する知識と技術を有しているか。

③ 実績

- ・国や地方自治体等の発注する野鳥調査等の鳥類を同定する業務や動物由来感染症業務に従事した実績があるか。
- ・過去3か年における上記業務への従事件数。
- ・今回の委託業務（死亡野鳥対応・防疫）に近い内容の実績があるか。

④ 経済性

- ・提案内容に対し経費の積算は妥当か。
- ・固定経費と変動経費（精算単価）の費用配分が、業務実態や履行手順に即した合理的なものとなっているか。

(5) 選定方法

複数の審査委員において、別添の審査基準表に基づき、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

なお、企画内容についてヒアリングを実施する場合がありますので、提案者はあらかじめ承知しておくこと。

(6) 審査の通知

令和8年3月30日（月）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県環境森林部自然環境課 野生生物担当 (担当 若松)
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-7291 (直通)
ファックス番号 0985-38-8489
メールアドレス shizen@pref.miyazaki.lg.jp